

厚生常任委員会

平成24年6月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	井上 究
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、辻委員

委員長 全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長 委員の皆さん、おはようございます。きょうは、全委員出席いただきましてありがとうございます。6月4日の本会議から付託されました議案の第22号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、あるいは議案第23号、議案第24号、議案第29号、議案第30号の5議案等につきましては、外国人の関係の登録の関係等について改正の関係でございます。いずれも、その関係でございますので、よろしく慎重審議をいただきまして、原案どおり承認していただきますことをよろしくお願い申しあげます。

また、継続審査の関係で、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、特に3月30日で、処理場の使用を止めてから、4月から本格的に白石畑の最終処分場で一時やっております。この関係等について、白石畑地元等とも十分協議をしながら、今のところは問題等ないわけでございますけれども、いずれにしましても、慎重に対応してまいりたいと考えております。

あと各課報告事項は、平成25年度の保育所保育料について、国の基準が示されて、若干値上げされるわけですがけれども、斑鳩町としては値上げをしない、このままでいかせていただくということでやらせていただきます。平成23年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況については、担当から詳しく説明させますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、その他報告事項は、担当からさせますけれども、特に虹の家の関係の所有地の貸与について、あるいはまた福祉課の夏の3事業、委員皆様方にはたいへんご苦勞でございますけれども、夏の3事業の日程等についての報告と、また保育所での式典での国歌斉唱等についての関係等についての3つの報告をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中西委員、辻委員のお二人を指名いたします。
両委員にはよろしくお願いいたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。
初めに、1. 付託議案について、(1) 議案第22号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 清水住民課長。

住民課長 それでは、議案第22号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。
まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民課長 本議案の内容につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨を持って説明にかえさせていただきます。

(要旨朗読)

住民課長 この条例は、平成24年7月9日に施行するものであります。
なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。
以上、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。あたたかいご審議を賜り、なにとぞ原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員　　ちよつとこれを、議案書を見させていただく中で、まず私自身が疑問に思ったことをお尋ねしたいと思います。この施行期日なんですけどね、大抵わりあい、きりのいいところで施行期日なんて設けられるのが一般的なんですけれども。7月9日という、こういう設定がされているのは、なぜなんだろうという、これは本当に素朴な疑問なんですけど、これについては、どういうふうに理解をしたらよろしいでしょうか。

住民課長　　なぜ、7月9日になったのかと申しますと、住民基本台帳法の一部を改正する法律は平成21年7月15日をもって公布され、その附則で、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することと定めており、3年の期限が7月14日の土曜日でもあり、行政の休日となることから、その週の最初の月曜日である24年7月9日を施行日と定められたと思われます。以上です。

里川委員　　ということは3年以内のいう、その中のぎりぎりを選択をしたというふうに、それについては理解をさせていただきますが、こういうふうに、そもそも論なんですけどね、印鑑条例の改正する条例なんですけれども、ここには、その住基法の一部改正が言われていれますので、このそもそも論のところではちよつとお尋ねしたいんですけれども。この改正が行われたら、住基法の中に外国人住民基本台帳制度っていうのが新設されると。そして、記載事項というのは、住民登録のときと何か違いがあったりするのかということ、それと新制度でそういうのをまた入力していかんなあかんということでは、事務処理のほうで変更すべきことがあるのではないかと思うのですが、それについておしえていただけますか。

住民課長　　住民基本台帳法の一部改正により外国人の住民票ができるが、どのような事項かということで、質問だと思います。外国人住民の住民票につきましては、日本人と同様、氏名、生年月日、性別、住所等のほかに、外国人特有の事項であります国籍、在留資格、在留期間、在留カード、特別者証明書の番号が記載されます。

事務手続きにつきましては、今、住基システムの改修を行っています

ので、その改修の中に今の外国人のほうを入れることとなります。

里川委員　それで、私がいつも気にかけていることなんですけれども、そのシステム改修というたら、また莫大なお金がかかるわけなんですけれども、国が法律を変えてきた中で、市町村がそれを受けて、住基法にかかわるシステム改修をするということで、費用としてはいくらぐらいかかるのか。また、その費用については、きちっとした国からの交付金が、全額やっぱりきちっと担保されているのか、こういうところはきちっと見とかなあかんと思うんで、これについてはいかがでしょうか。

住民課長　財政措置でございますけれども、住民基本台帳法の一部改正に伴うシステム改修につきましては、平成23年度において対応し、その経費としてシステム改修委託料として、1,539万3千円となっております。この経費につきましては、交付税算入ということになっております。

里川委員　国はようこんなことをしてくるんですよ、きちっとこれの分ですよという交付金であったり、補助金であったりというつけ方をせんと、何でもかんでも交付税算入ですからね、その交付税の中できちっと担保されているのか、これをきちっと見ていこうと思ったら財政課も大変やろうなと思いますけれども、交付税算入されるということですけど、うかうかせんと、これがきちっと担保されているのかという意識をもって、やっぱりいつも見ておいてほしいなと。きちっと、やっぱりそういう声をあげていってもらわなあかんと思うんですが。自治事務としてはね、この制度改正に伴ってメリットやったり、デメリットやったり、いうようなことについては、どんなふうにお考えになられてますか。

住民課長　メリットでございますねんけれども、今までは、住民基本台帳法の改正前でしたら、日本人と外国人で構成する世帯につきましては、日本人は住民票、外国人につきましては外国人登録原票記載事項証明書と別々の証明が発行されまして、改正後になりますと、外国人と日本人が混合世帯となり同じ住民票の発行が可能となります。中長期滞在者についま

しては、氏名、在留資格、在留期間の変更手続きにつきましては、地方の入国管理局で行う必要がありますが、今までは、変わりますと、市町村への届出は不要となります。

里川委員 だいたい町での事務の流れっていうのは、今お聞きしてわかったんですがね。ただ、この外国人登録法を廃止して、入管法と住基法が一部改正されているんですが、入管法の改正の関係のなかで、私どもの日本共産党のほうは国会で反対をしているんです。私、この件については敢えて反対しようとは思ってないんですけれども、ただ、そのときに問題になっておったことについて、やはり町の考え方は、きちっと聞いておきたいと思いますので、お尋ねしたいと思うんですが、そのための質問として、まず今、斑鳩町では外国人登録というのは、何名されているんでしょうか。

住民課長 外国人登録の方は、5月31日現在で160名の方がおられます。

里川委員 その160名の方はこの制度移行にされても、そのまま住基法のほうで、外国人住基制度のほうに移行が、すべて160人はできる方なんでしょうか。

住民課長 すべて移行されます。

里川委員 わかりました。斑鳩町では、大きな問題は発生しないのかというふうには、現状ではですけれども、今後のことを考えますと、今、都会なんかでは起こっている問題としては、やっぱりオーバーステイの問題であったり、それから婚姻関係があっても、DVなんかで別居をするとか、そして離婚をするとか、というような形になったときに、資格を喪失すると。そうしたら、今度のこの入管法の改正のほうでは、それを厳しく取り締まりはるわけなんですよね。外国人登録法のほうでは、市町村の裁量でそういう方であっても登録のほうはできた、またそれは市町村の裁量で行ってきた自治体もあるわけなんです。でも、そこが厳しくなっ

ているという中であって、私たちが心配するのは、そこで通り一遍にそういう問題を抱えた方が、本来そこでお住まいになっていて、子どもさんであったり、お年寄りであったりが各種サービスを、住民として受けてもらいたいのに受けれないというような状態になったときに、やっぱり問題だなあと思うんです。そのことを考えておりましたら、参議院の、この法律改正、特に、入管法の関係の中では、参議院の法務委員会のほうで付帯決議が1から15まで付いております。その中の特に3が、私は特に地方自治の中で特段配慮をしていただきたい問題であると思っておりますが、それについてのご認識をお尋ねをしたいと思います。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活部長 委員もおっしゃいましたように、今回の外国人登録法の廃止に伴いまして、住民基本台帳法の一部改正、それから同時に出入国管理法の改正もされまして、新しい在留資格制度と言いますか、そういうのがスタートするわけでございます。で、その中でただいまおっしゃいました付帯決議の中の3番目ということであげられておりますのは、要するに在留カードまたは特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できると、いうように配慮、体制の整備に万全を期すこと、ということで付帯決議されているわけなんですけれども、これに関しては、当町の場合には、今、外国人登録でございますけれども、されている方について、就学案内でありますとか、予防接種を受けていただいている状況でございます。この中で、今、外国人登録をされていない方は、今現在は短期で、例えば観光で来られているという方もわかりませんが、その方については、当然外国人登録されていない、できるんですけれども、敢えてされていると言いますか、観光等で来られていますので、短期であるということから、登録をされていないという現状であると思っております。どんな状況によって、その登録をされて、在留資格をなくされている方とか、先ほどおっしゃいましたDVの関係で住所を移転されている方とかいう関係もあると思っておりますので、そういった状況もあることから、今現在、外

国人登録なくても、そういう行政のサービスを受けられるという方が、サービスを行っているという、市町村の判断によってされているというところがあるということで、引き続きこの制度が変わっても、引き続き受けられるような体制の整備ということで、付帯決議がされていますので、当町の場合はそういったこと今ございませんけれども、今後先でそういうことが出てくるかもわかりません。どういう状況でそういうことになるのかという状況も、いろいろ調べる中で、どういう形ができるのか、これは研究をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

里川委員　今の部長の答弁で、十分に今後も配慮できるようにしたいと、研究もしたいということですので、本当に私心配しているのは、子どもさんであつたり、お年寄りであつたり、ちょっとそういう方たちがまた、サービスを受けられないというのは特にあれですし、そういう別居や離婚や、またそういう日本人でも、私たちでもいろんな問題を抱えながら、うまいこと離婚の話がうまく進まないとか、そんなときにでも、我々でもいろんな問題を抱えると思うんですけれども、外国人の方たちが、そういう問題を抱えたまま、不法滞在やという扱いでもうパーンと切られてしまうという入管法の関係のなかで、いかに自治事務として、きちっと今までと同じような行政としてのサービスを提供できるかというところ、十分にまた研究をしながら、そういうサービスを受けていただけるような体制を、私のほうは願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長　他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長　すみません、私のほうから2点。今回のシステム改修に伴う7月に一度、一部の地域でシステム、一時的な業務停止が起こる地域が一部あるということですがけれども、斑鳩町は大丈夫なのかなと。6月6日付けで

法務省がホームページに載っていましたが、その確認と、もうひとつが外国人が160名いるということなんですけれども、外国人の住民本人が日本語を話せる場合がほとんどでしょうし、日本語を話せるコーディネーターの方がついてくる、窓口についてくるのがほとんどでしょうけれども、外国人側がコミュニケーション上の負担をしているということなんですけれども、通訳に対する町へのニーズは少ないと思うんですけれども、そういうことで少ないと思うんですけれども、現状と町の考えについてお伺いしたいと思います。

清水住民課長。

住民課長 斑鳩町では住基のほうは止まることはございません。それと、自動交付機につきましては、一部改修しますので、7月4日の午後からは一部改修しますので止まります。それは、広報とかで周知させていただいています。以上です。

委員長 それともうひとつ。 乾住民生活部長。

住民生活部長 当町の窓口に来ていただく外国人については、ほとんど日本語を使われる方もおられますし、中には当然、片言のという方もおられます。そういう方は、通訳といいますか、代理人といいますか、そういう方といっしょに、日本語が分かる方がいっしょに来られますので、通常の場合には支障がないということでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第22号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第２３号、斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、２点目の議案第２３号、斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 本議案の内容につきましても、前回の委員会でご説明いたしました内容と同様でございます。末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 この条例は、平成２４年７月９日に施行するものであります。

なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

あたたかいご審議を賜り、なにとぞ、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第23号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第24号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、6月定例会の付託議案の(3)の議案第24号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 本議案につきましては、前回の委員会でご説明をさせていただきました内容と相違がございません。末尾の要旨をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第24号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 1点目に総合して、この件に、住基法の一部改正の件については質問

したんですが、とりあえず参考までにお尋ねしたいんですけども、この改正に伴って、先ほど外国人登録は160名ということでしたけれども、国保の加入者の人数というのですか、外国人の加入者数というのか、そういうのがあるのなら、ちょっとどの程度あるのか、参考までにお聞かせください。

国保医療課長 平成24年4月末現在で、被保険者数は7,688人となっておりますが、そのうち外国人の被保険者数は37人でございます。ちなみに、後期高齢者医療保険は7人となっております。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第24号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第29号、西和衛生試験センター組合規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、付託議案の4つ目、議案第29号、西和衛生試験センター組合規約の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読をいたします。

(議案書朗読)

環境対策課長 本議案の内容につきましては、去る5月23日に開催されました当委員会でご説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

環境対策課長 なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、西和衛生試験センター組合規約の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第30号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、6月定例会の付託議案の(5)の議案第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と相違がございません。

末尾の要旨をもって説明とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(要旨朗読)

国保医療課長 変更後の規定は、平成25年度以後の関係市町村の負担金の額について適用することになっております。条例改正文の朗読、新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成23年度のごみ・資源物の処理状況がまとまりましたので、そのご報告と、先般、6月3日に開催をいたしましたいかるがの里クリーンキャンペーンの状況につきましてご報告をさせていただきます。

まず、平成23年度のごみ・資源物の処理状況につきまして、資料1をもとにご報告をさせていただきます。

資料1の1ページ目、家庭系廃棄物につきましては、2段目の不燃ごみにつきまして、昨年度と比較いたしまして、8%の増加となっておりますが、それ以外の可燃ごみ、粗大ごみ、有害危険なごみにつきましては、それぞれ減少しており、4種類の合計で、昨年度と比較をいたしまして、5%の減少、量にいたしまして、198.69t減少の3,710.57tの排出量となっております。

次に、2ページ目、家庭系の資源物であります。2段目のペットボトル、4段目の食品トレイにつきましては、昨年度より減少しておりますが、ビン類・缶類、その他プラスチック類、生ごみ、木くず・草類がそれぞれ昨年度より増加しております。特に、生ごみにつきましては、モデル世帯が増加していること。また、木くず・草類につきましては、平成22年10月から分別収集に移行いたしましたが、平成23年度は1年を通じた回収ということもございまして、ほぼ、すべての月で前年度を上回る排出量となっております。資源物6種類の合計で、昨年度と比較をいたしまして27%の増加、量にいたしまして、290.25t増加の1,379.09tの排出量となっております。

このことから、家庭系の廃棄物・資源物を合わせました排出量は、資源物排出量が増加したこともございまして、昨年度と比較いたしまして、2%の増加、量にいたしまして、91.56t増加の5,089.66

tとなったところでございます。増加した要因であります。生ごみや木くず・草類の分別によりまして、可燃ごみの排出量が減少いたしますが、その可燃ごみが減少した量以上に、生ごみ、あるいは木くず・草類の回収量が増加している状況であります。

特に、平成22年10月から実施しております木くず・草類につきまして、同じ10月以降を比較いたしましても、平成23年度の排出量が増加していることから、木くず・草類につきまして、これまでほかの処理をされていたものが、町の回収に出されるようになったのが増加をしたひとつの要因ではないかと推測しております。

いずれにいたしましても、廃棄物の量が減り、資源物の量が増加しておりますので、住民の方々の分別が徹底されている結果であると考えております。

次に、3ページ目、事業系ごみであります。

事業系ごみにつきましても、これまで、ごみ減量マニュアルの配布や訪問指導などによりまして、ごみ減量化を図ってきたところでありますが、目に見えた効果がなかったことから、直接、排出事業者にごみ減量・資源化に取り組む動機づけを与えるため、平成22年8月より事業系ごみにつきましても、家庭系同様に指定袋制を導入したところであります。

その結果、平成23年度では、平成22年度と比較をいたしまして、15%の減少、量にいたしまして207.56t減少の1,218.76tの搬入量となったところであります。ピーク時の平成19年度、この年は、事業系ごみの搬入量が2,000.33tありましたが、そのときと比較いたしまして39.1%の減少、量にいたしまして、781.57t減少しており、事業系ごみにつきましても、一定の減量効果が現れているところであります。

次に、4ページ、公共施設につきましては、平成22年度と比較いたしまして、4%の減少、量にいたしまして、9.36t減少の211.86tの排出量となっております。

以上、家庭系・事業系・公共施設をあわせました平成23年度の総量は、平成22年度と比較いたしまして、2%の減少、量にいたしまして125.36t減少の6,520.28tでございました。

斑鳩町で最もごみの量が多かったのが、平成11年度であります、そのときと比較した資料を5ページでお示しをしております。

まず、家庭系の総排出量、5ページ一覧表の中段やや下に記載をしておりますが、平成23年度と平成11年度を比較いたしますと、31.6%の減少、量にいたしまして、2,346.67t、排出量そのものが減少しております。

家庭系・事業系・公共施設をあわせました総排出量でも、平成23年度は平成11年度と比較いたしまして、20%の減少、量にいたしまして、1,633.65tの減少という結果となっております。

次に、当町の排出量が、国や県と比較して、どういう状況にあるかということをお示ししております。県・国のデータが平成21年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、まず、住民1人当たり1日のごみ排出量であります。当町では、平成23年度は、1人1日あたり625gの排出量でありましたが、平成21年度奈良県の平均では、946g、全国平均では、994gとなっております。全国的に排出量が減少傾向にございますが、当町の場合、国・県よりも、かなり低い排出量で推移していることが見て取れます。

一方、新聞紙やダンボールなどの古紙類の集団回収での回収量を含みました総ごみ発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率は、奈良県の平均資源化率14.1%、全国平均の20.5%を大きく上回る当町は平成23年度で42.7%と、発生したごみの4割以上は資源として再生利用されております。このことから、当町は、ごみの発生量そのものが少なく、発生しても、焼却したり、埋め立てたりして処分する量が少ないということで、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の延命に貢献しているということがいえます。当町では、今年度から可燃ごみの委託処理によりまして、すべての処理は、委託になっており、排出量の増減がそのまま処理費用に直結をしております。

また、当町は、新たなごみ処理の方針として、ゼロ・ウェイストの考え方をもち、脱焼却、脱埋立てを目指そうとしております。このことから、平成24年度におきましても、生ごみ分別収集モデル世帯の拡充、陶器・ガラス製食器のリユース・リサイクルの推進、あるいは環境井戸

端会議の開催によりまして意識啓発などを図りながら、さらに焼却量や埋立て量の削減に努めたいと考えておりまして、当委員会にも、定期的にその状況につきましてご報告を申しあげてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、6月3日、日曜日に開催いたしましたいかるがの里クリーンキャンペーンの参加者等につきまして、ご報告させていただきます。

当日の参加者数につきましては、この6月3日にあわせまして地域を清掃いただきました自治会も数多くあり、そういった方の参加を含めまして、約2,000名の方が、いかるがの里クリーンキャンペーンにご参加をいただいております。当日、回収いたしましたごみは、可燃ごみ100kg、不燃ごみ620kg、草類が1,100kgとなっております。居住している身近な地域を中心に、町内を自由に清掃活動していただく方法に変更いたしましたから、本年度で4回目の開催となりますが、毎回、多くの方に参加いただき、地域に密着した事業になってきたのではないかと考えているところでもあります。また、クリーンキャンペーン終了後、役場の正面駐車場で実施いたしました「くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市」、堆肥の配布、斑鳩の農産物直売にも大勢の方にご参加いただき、特に平成21年度からイベント時に行っている堆肥の配布、あるいは3回目を迎えましたありがとうき市も、住民の方々のなかに定着しつつあるような感じがしております。

また、農業振興会で販売いただきました野菜のうち、たまねぎにつきましては、当町の木くず・草類、生ごみからできた堆肥を使用して育てていただいたもので、まさしく資源が巡回していることを参加者の方にも実感いただけたのではないかと考えているところでもあります。

当日、委員の皆様も、早朝からご参加いただきましたことに対しまして、お礼申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについての説明とさせていただきます。

以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
辻委員。

辻委員 えろうがんばっていただきまして、ごみの排出量もかなり減少しているということで、喜ばしいことだと。1点だけ、ちょっと前回言おうと思ってましてんけれども、白石畑のところに、今、車20kmということでされていますけれども、この辺、20kmで業者が走行されたら、ちょっと、あと業者の車は20kmやけど、あと地域の方が利用されるのにちょっと不便もかけているのかなというような気もしますので、そのへん、またどういうふうにされているのか。

環境対策課長 実はこの20kmの走行につきましては、他の方からもいろいろご意見をいただいて、後ろにつきますと、なかなか追い越せないといったこともありまして、何とかならないかというご相談をいただいております。白石畑の自治会長様とご相談をさせていただきました結果、町の収集車と同じように30km程度での走行がいいんじゃないかという、自治会長さんからの言葉もございまして、6月3日の自治会の定例会で30kmにするということを自治会長さんから自治会員の方にご報告をいただいて、以後、6月4日からは、委託先の大型車につきましても30kmで走行をさせていただいているところであります。

委員長 他に、ご意見もないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1)平成25年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 平成25年度保育所保育料についてであります。

本町の保育料につきましては、原則として、国の徴収金の基準の85%で設定しているところであります。

このたび、国の平成25年度の基準が示されたところでございますが、これにより算定いたしますと、現行の本町の保育料の一部におきまして、3歳児及び4歳児以上児のそれぞれ第5階層から第8階層でござい

が、月額100円から200円の差が出る、国の基準でいきますと高くなるということになりました。

しかしながら、冒頭の町長のあいさつにもございましたが、昨今の社会情勢などを考えるなか、保護者のご負担を増やさないよう配慮することといたしまして、平成25年度の保育料については、今年度と同様に据え置くことといたしましたので、旨報告いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 据え置いていただいたことは、非常に結構なことなんですけれどもね。ただ前から気になっていたのが、扶養家族の控除をなくしていく中で、所得税・住民税でなくして行って、で、ここは所得税でしたよね、保育料の設定がね。それで、所得税に控除がないねんけど、あったらこうなるというような基準で、保育料の徴収表みたいなものを作るという形でしたけれども、これ25年度の新しい基準がでてきたとき、その時点ではどうなんでしょうか、国のほうはその控除の関係のほうも整理して下ろしてきたんでしょうか。それとも、今までどおりですか。今までどおりというのか、控除があった場合こうなりますよというあれを引用したままなんでしょうか。

福祉課長 控除があったものとしてということにつきましては、国からの通知という中では、平成24年度の保育料の計算にあたってということでありました。ですから、25年度、どのような計算方法になるかということにつきましては、正式にはまた出てくるとは思いますが、この前、条例改正させていただいた、私どもの言いぶりといいますか、につきましては、国の補助基準に決める算定方法に準ずるという形とさせていただいておりますので、国がまた25年度方向性を示してくれるとは思いますが、現段階ではまだでございます。

委員長 他に質疑ございませんか。

すみません、2点、私のほうから。保育所に関連して、計画停電についてどうなるかわかりませんが、現時点で、ある程度のことを考えておられるようでしたら、おしえていただきたいのと、また節電について、私の中では、今までで、昨年度までで、だいぶエアコンについては節電されてるなという現場の声と保護者の意見をいろいろお聞きしている中で、今年度、昨年と比べて、どのようにより節電する、もしされるつもりでしたら、どのようにされるのかお伺いしたいと思います。

西本総務部長。

総務部長

私のほうから、計画停電について、ちょっとご説明をさせていただきます。今、関西電力のほうから、計画停電についての要望がございまして、先日も説明会に町の職員が行ってきたところであります。今のところ、計画停電につきましては、大飯原発の関係もあり、不透明なところもありますけれども、今の考えておられるのは、近畿圏内で関西電力の地区の8地区に分かれて、朝、午前8時半から夜の9時までの間で2時間ずつの計画停電をする場合があるというふうに聞いております。その際に関しましても、詳細はわかりませんが、地方公共団体関係については計画停電の対象外というふうには聞いておりますけれども、出先機関のどこまでが計画停電の対象・非対象になるのかというところまではまだわかっていない状況であります。今後も、報道関係また関西電力との情報も集めまして計画停電については注視してまいりたいと、このように考えているところであります。

委員長

池田副町長。

副町長

保育所としての施設ですけれども、やはり0歳児から預かりしておりますので、やはりその園児さんに非常にご負担をかけてはいけないということで、保護者からすると暑いと、きついのではないかという意見でありますけれども、役場といたしまして、27℃か8℃に設定しておりますので、その子どもさんに影響のないよう努めてまいりたいと考えております。役場全体といたしまして、節電の関係ですけれども、町のほうでは、

例えば関電がまとめております平成22年の対比で節電してくださいよと言うてます。で、極端な話、多いところ、役場庁舎でしたら、去年で、平成23年度で、22年のベースから比べたら、だいたい19.5%節電になっております。いろいろ、器具を減らしたりして、19%減となっておりますので、普通にやっておったらできると。ほんで、いかるがホールも、ようけ使いますけれども、だいたい19%から20%減になっておりますので、普通にやっても、その15%は達成できると、当然ながら。そんであと、公共施設全体で見えますと、当然、焼却場はもう廃止やっております。焼却場の電力量というのは、役場全体の電力量のだいたい10%を使っておったんですわ、全体の総電力量の10%。それをゼロにやっておりますので、ほぼ、これで10%いけるということで、町としては非常にそういう面では努力しておると。先般も、それ以外の公共施設、例えば、憩の家とか、ふれあい交流センターございますけれども、それらについても若干もう少しできないかということで照会はかけておりますけれども、ISOの関係もありますし、それ以前からも節電については努力しておりますので、その範囲内で十分対応できると、このように考えております。

委員長 里川委員。

里川委員 今話を聞いていて思ったんですけれども、28℃って言っても、これ湿度によってすごく体感温度が違うんですね。涼しく感じる28℃もあるんですよ。そのために、風通したりする点については、各施設の網戸とか、そういうのがきちっと、うちの所管はいろんな出先機関もありますので、もうひっくるめてですけれども、そういう湿度をできるだけ抑えるような対策みたいなことも考えていただいて、節電とセットで考えてやっていっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

委員長 本来でしたらその他かもしれませんけれども、保育所の関係で、今この場で質問させていただきましたけれども、先月末に保護者面談があっ

たと思うんです。そのときに、節電に何らかの話の流れで、何名かは、節電についての、そのエアコンの節電についての話がある場であったようですので、そこで保護者の方が、今の段階で、これまで斑鳩町は節電に取り組んでおられたのに、またさらなる節電をされると、子どもがかわいそうだという声がありましたので、本庁の考えがちゃんと保育所に伝わって、保育所からまた保護者に誤解のないように、理解していただくというふうに努力をしていただくということで、よろしく願いいたします。

他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)平成23年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは、平成23年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況についてご報告させていただきます。

資料2をご覧ください。上段の表は、平成23年度の4月から3月までの利用状況をまとめたものです。

子育てルームですが、6月から10月まで1,000人を超え、8月は、夏休みということもあり、1,900人の利用となっています。1年間で、昨年度と比べて20.1%増の1万3,163人となっています。足湯の利用は5,985人の利用となっており、平成22年度より約10.9%の減となっており、歩行浴室の利用については、昨年度より7.2%増の3,742人、また、介助浴室は、昨年度と同じ392人の利用となっています。大会議室は、昨年度より8.7%増の8,029人、視聴覚室は、6.4%増の1,948人となっています。館全体の来館者は9%増の66,217人です。

中段に平成21年度と22年度の利用状況を、下段の表は、平成21年度から平成23年度の会議室の利用率を載せています。

今後も引き続き、生き生きプラザ斑鳩を活用し、より多くの方にご利

用いただけるよう努めてまいりたいと考えています。

以上で、平成23年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 私ちょっと今まで気づかなかったんですが、最近ね、生き生きプラザ行って、昨日もたまたま西幼稚園が親子クッキングやってはってね、子どもさんと親御さんたちでにぎやかで、すごいすばらしい使い方してはんなと思って見てましたんで、そういえば、調理実習室としての利用人数という出し方はされてないねんって、今ふっと思ったんですがね、その利用者数というのは、保健センターの中に入り込んでいるんですか、その調理実習室の利用人数というのは、特に、別に計算というのは、やってはんのやったら参考までにちょっと教えてほしいです。

健康対策課長 今、委員がおっしゃいましたように、調理実習室の人数は保健センターのところに含まれております。その内訳でございますが、平成23年度の年間のご利用いただいた人数は3,771人となっております。

委員長 他になにかございませんか。 辻委員。

辻委員 足湯がね、これ21年から見ますとかなり減ってきてますねけどもね、マンネリ化してきたのか、なんかその辺、足湯はかなり経費的にも高くなりますので、その辺もし、時間短縮するなりせんことには、ちょっと見てたらかなり一時よりは人数だいぶと減ってますので、その辺の対応を今後どうしようと考えられてるのか、お聞きしたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 この足湯っていうのは最初つくったときは人気がありますし、必ず皆

様方おはいりということで、人数多いわけですが、やっぱりこれだけほかにも足湯とか方々にできてますから、それと合わせて足湯以上に足をクリニックというか、足をする関係の施設もたくさん出てますから、そういう点で減ってきていると思います。今、辻委員おっしゃるように、時間的にですね、これから減っていく中で、どういう対応をしていくのか、そういう点については24年度中にいっぺん見て、25年度からでも時間を減らしていくのか、あるいはそういうことを考えていった方がいいのではないかなと思っております。

辻委員

もう1点、すいません。ちょっと気になりますねけど、飯島町と記念植樹したイチイの木が、ちょっと今現在みずぼらしい感じになってますねけども。管理が悪いというのはしてませんけども、なんか土壤に合わないという面もあると思いますけども。なんかせつかく標識も立ってあるねんから、ちょっとこう植え替えるとか、なんか難しいのかそれわかりません。それまた向こうの専門家とも相談しながらね、せつかく記念樹ってなっとんねんから、もうちょっと格好のええような感じ、横から出てますけどね。それで今後いけるのかどうかもいろいろありますので、せつかく式典もした中で、もう少し対応もちょっと考えてほしいかなっていうのは思ってますねんけども。その辺また今後どういうふうになるのか、検討されるなら検討されるで、今言うてもろても結構ですけど。よろしくお願いします。

委員長

西梶健康対策課長。

健康対策
課長

今年度になってから、木の生育等が、今おっしゃったようによくないということで、掘って葉土を入れて、毎日朝、水やって管理をしているところですけども、ご指摘いただいたように専門の方にも見ていただいて、どうしたらいいか相談してやっていきたいと思います。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者から報告しておくことはございませんか。
植村福祉課長。

福祉課長 福祉課から3点ご報告申し上げることがございます。
町長の冒頭の挨拶にもございました件でございますが、まず1点目です。町立保育所の式典における国歌斉唱についてでございます。

町立保育所の式典、入園式と卒園式でございます。その式次第に国歌斉唱を組み入れることを考えていますことを、ご報告いたすものでございます。入園式や卒園式は、町が主催する行事でありまして、保育所にとっても重大な節目となる催しでありますことから、微笑ましく親近感に包まれる一方、おごそかな雰囲気の中かで執り行われるものであると考えているところでございます。

このようなことから、すでに町立幼稚園では、これら式典の式次第に国歌斉唱が組み込まれておりまして、保育所としましてもこれに合わせて行うこととするものでございます。このことによりまして、晴れて新一年生となった際、入学式におきましても、幼稚園の卒園児童と同じように、元気に国歌を歌ってもらえればというふうに思っているところでございます。なお、この件につきましては、先般5月31日に開催いたしました保育所運営委員会の中でもお話をさせていただきました。委員より特に質疑はございませんでしたことを申し添えておきたいと思っております。

2点目でございますが、町有地の貸与についてでございます。

このたびNPO法人虹の家が、障害者自立支援法に基づくもので、主として夜間に排泄や食事の介護を受け、寝泊りするサービスを行います、ケアホームを設置し運営したい旨、また、この施設の設置予定場所としまして、虹の家の生活介護の施設の東側の土地、現在、旧の鳩水園従業員宿舎が建っている場所でございますが、この場所を貸与できないかというご相談が町にございました。

本町におきましては、障害者にかかりますケアホームというサービスがまったく存在していないことから、このようなサービスを整備してい

ただくことは、障害者福祉サービスの向上にもつながるものであり、有意義なものであることから、町といたしましても、前向きに検討していきたいと考えたところでございます。

このケアホームは、県知事の指定が必要でございまして、実際には、これからサービスの指定や建築の具体的な準備に虹の家さんはいられるわけでございますが、指定申請の前提として、設置場所を明確にする必要があることから、町といたしましても、先ほど申しあげました町有地を貸与する方向で進めていこうということでございますので、この旨をご報告させていただきたいと思っております。

3点目でございますが、福祉課所管の夏の行事の日程でございます。

例年、夏に実施しております福祉課所管の、一日里親会、身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集い の本年度の日程について、その予定を申し上げたいと思っております。まず、一日里親会でございますが、7月25日（水）を予定いたしております。行先といたしましては、京都市の東映太秦映画村を予定しております。次に心身障害者（児）ふれあいの集い、1泊2日の行事でございますが、7月29日から30日の日曜日、月曜日を予定しております。行先といたしましては、兵庫県湯村温泉方面を予定しております。また、身体障害者ふれあいの集い、日帰りの分でございますが、これは8月23日（木）を予定しております。行先は、和歌山県、南部方面を予定しているところでございます。

議長並びに、厚生常任委員の皆様方には、今年度につきましても、ぜひともこの事業にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、福祉課から3点のご報告でございます。

委員長 今の報告事項について何かご意見ございませんか。 里川委員。

里川委員 2点目、3点目については、それぞれ、3点目はいつもの行事ですのでね、より皆さんに喜んでいただけるように努めてほしいと思っております。2点目につきましては、本当に新しいことを福祉分野でやっていくということについての、行政としてできる範囲内であれば、やっぱりご協力いただけるというのはいいことだなというふうに思っておりますので、ま

た協力をしてあげてほしいと思います。1点目の問題なんですけれども、この議会では一般質問でも出てたぐらいなんですけれども、ただ今の説明の中で、幼稚園に合わせてということなんですけれども、幼稚園の場合は幼稚園指導要領に基づいて指導されているんですが、学校関係の指導要領とかには、一応これ国旗、国歌というのは出てきたりすると思うんですけれども、保育園というのは保育指針なんですけれどもね、そういう保育指針にはそういう問題は提起されてきていないと、管轄の省も違いますしね、違うと思うんですけれども、保育指針ではどうなっていますか。

福祉課長 保育所におけます保育というのは、保育に欠けた場合から保育が必要でなくなった場合、家庭での保育ができるようになった場合、というその範囲をお預かりするというのが大原則でございまして、その観点から言いますと、そもそも入園式、卒園式という式典そのものが保育指針にはございません。

里川委員 そういう、もともとないものをやっている中で、あえてね、それを持ち込むという考え方についてもよくわからないんですが、ただ、幼稚園と合わすんやったら正直言いましてね、私はその集団の輪を大事にしようと思ったら、幼稚園の園歌であったり、学校の校歌であったり、そういうものを大切にしてほしいということをいつも申し上げてきましたけれども、保育園には園歌というものはないんですか。

福祉課長 本町立保育園にはございません。

里川委員 できましたらね、私たちとしては、その保育園というのは長時間保育に欠ける子どもたちが集団で生活している、1つの大きな集団生活の中で、その園としてね、どうあるべきか、園の仲間としてどうあるべきかという、そういう問題から言いましたらね、私はまず国歌というよりは、園歌みたいな考え方を大事にして、それを先生や子どもたちが大事に歌っていくというような、他でも取り組みが少ないと思うんですけれども、

そういうことの方を重要視された方が、町の姿勢としてはとてもすばらしいのではないかなというふうに思っております。ですから国歌というのは私たち大人がその歌詞を見ても非常に難しい歌詞です。そして私たちが教えられているのは、天皇の代々栄えていく、そういうことを称える歌であるというふうに私たちは聞かされて習った歌です。でも言葉の意味というのは本当に難しい、子どもさんたちに歌ってもらうのにこの言葉の意味を十分理解をして、そして気持ちを込めて歌っていただけるものなのかどうかというのはね、非常に疑問に思っているということを申し上げておきます。それと、小学校に入ってから式典で君が代をきちっと歌えるようにということをおっしゃられたので、ここで1つ、私も見て今年も小学校の入学式を見てて思ったことを1つだけ言わせていただきますと、どきどきの1年生という歌を全員が1年生歌うようになってるんですけども、その歌を歌えなかった子どもさんがたくさんいらっしゃいました、見てて。ですから、その国歌も大事かどうかはわかりませんが、それは人のそれぞれの考えですけども、そういう式典で歌うことになっている歌を子どもたちが歌えなかったということについてね、そのこともやっぱり考えて保育所でもどうするのか、保育所のみんなの輪を大切にするのなら、保育所としての歌なんかをどうするのか、そういうことをまず私は検討していただきたい、これは私の考え方であって、今後の町の方針を出していかれる中での参考にしていただけたらと思います。答弁は結構です。

委員長 他にご意見ございませんか。 嶋田議長。

議長 先ほど虹の家に貸与されるというふうなご報告ありましたけれども、あの区画全部を貸与されるのか、また一部貸与されるのか、その面積はいくらになるのか、それと使用貸借なんか、賃貸借なんか、そこら辺の報告もあって然るべきではないのかと思いますので、そこらへんちょっと教えていただけますか。

福祉課長 申し訳ございませんが、現在、今、虹の家の生活介護の建っている建

物と、道路状になった部分はその東側にあるんですが、それは除いてその東側の、今、鳩水園の従業員庁舎が建っている部分を貸与すると。原則、今考えておりますのは、この部分の土地に関しましては、今、生活介護の施設が建っているところと同様に無償での貸与ということを考えております。面積等につきましては、今、具体的な数字がございませんので、申し訳ございませんが、その部分また建築等の時にまたきっちり測り直してのことになりますけれども、ちょっとおおよその面積も現在ちょっと数字持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

議長 わかりました、またわかったらお知らせしていただきたいと思いますがけれども、報告されるについては面積もわからない、貸す面積もわからんと、そういうことではちょっといかなものかと思っておりますので、そこら辺も今後気をつけていただきたいと思っております。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 私、前から3歳児健診のこといろいろ申し上げてきた経緯があるんですけど。去年3歳児健診行かはって、ものすごく待ってしんどかったという話を聞いたので、保健センターの方へ行って、こういう話聞いてますよと、だいぶ疲れて、3歳児健診の場合、下が小さい子連れてはったり自分自身が妊婦さんだったりね、連れてきてはる方が。それで長い時間かかるとやっぱりしんどいということで、それで3歳の子はじっとなかなかしてくれませんのでね。そういう声を言いに行ってたんですけども、実はまた今年3歳児健診行った方からね、早く帰りたいと、上の子どもが1先生で早く帰ってくるのに、間に合わないの帰りたいけれど

も、あと診察とかはしてもらったのに、あとの相談で長くかかっていると、だけ自分はもう3人目の子どもなんで、特に自分心配事ないんで、もうできたら帰りたいということを申し出たようです。そしたら母子手帳持って帰るのに中入ってくれと言われたら、なんかそこの中へ入るのもなんか順番抜かしをしているようでいややったと、自分の感じとしてはね、嫌だったと。なにかこの3歳児健診のやり方について改善できる部分はないのかなと。いろんなケース、いろんなパターンがありますのでね。それとその時におっしゃられてたんが、以前から私3歳児健診は3歳半やないとあかんのですかということはずっと言ってきたんですが、3歳半になりますとね、幼稚園とか、保育園へもうすでに行っておられて、一定集団での健診というのは歯科健診であったり、受けている場合もありますので、あれを受けているのに、また受けるのかというようなことがあると思うんですね。それはなんか二重に日にちもあまり変わらないのに、二重に受けるのは、二重にお金を使うことになってもつたいないような気もするんやけども、まあ自分が払うものではないけども、ロスがあるのじゃないかというような、一般住民のそういう感覚なんですけれどもね。そういうことも、若い方ですのでね、おっしゃっておられましたけれども、なぜ3歳半なのかということと、時間がかかりすぎる、フッ素まで塗ってもらおうと思ったら2時間半、3時間かかる、どうも3時間ほどかかるというようなこともお聞きしているんでね。なんでそんな長くなるんかなって思って、50人程度でやっておられるのかなと思うんですけどね。ちょっとその辺改善でけへんのかなということ。それとどうしても3歳半でなかったらいかんのかということね、ちょっとお尋ねをもういっぺんしておきたいと思います。

健康対策
課長

以前にそういった待ち時間をできるだけ少なくできるようなことにつ
きまして、まずその時に改善させていただいた分につきましては、健診
の受付をしていただいている方の人数を半分に分けまして、時間をずら
してまず受付をします。あと、健診の日ですけれども、予定を立ててい
ただきやすいように、1年間の健診を年度当初にお知らせをさせていただ
いて実施をしております。健診につきましては12時半から受付を始め

させていただきまして、その後、尿検査、そして歯科健診、内科健診を行った後、委員もおっしゃったように、その結果説明と個別相談を行って、だいたい2時間程度かかっています。相談の内容またはフッ素塗布によってもう少し時間がかかる場合もございますし、その日の健診の人数によっても変わってきます。だいたい平均して1回40人程度の方が健診に来られます。多いときはもう少し多い月もございます。それと、今後受け付けの順番もありますが、よりスムーズに進めるために、相談がある人と、ない方の進め方、またどうしても用事があると、相談もあるねんけども、用事があるという方は、必要な方については、後日相談の日を設定させてもらうとか、そういったような調整をさせてもらうよう、保健師の方にも、来ていただいている方にわかりやすいように、声かけをしながら、そういったことで対応をしていきたいというふうにも考えております。今後、少しでも待ち時間を短縮できるようなことを、再度話し合いまして、取り組むことができることにつきましては、次回からすぐに対応させていただきたいというふうに考えております。それと、3歳児健診を3歳半になってするというところでございますが、母子保健法では満3歳を超え4歳に達しない幼児を対照に、3歳児健診を実施するということになっています。しかしながら満3歳で視力検査をいたしますと、6割から7割の検査率しか出てこないと、3歳半を過ぎますと、ほとんどの子どもはその検査に対応ができるということが言われております。逆に3歳半を過ぎてもその視力検査をちゃんとできないということになれば、心身の異常や眼科的異常が疑われるということがありまして、斑鳩町では3歳半を過ぎてからの3歳時健診を実施しているところでございます。この健診につきましては、母子保健法に基づきまして実施するものでございますので、幼稚園、保育所等で健診ということもありますが、学校では、学校教育法、安全法等に基づいた健診をするということで定められておりまして、保健センターにおきましては、母子保健法に定められている健診をこの年齢に実施するということになっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

里川委員　そしたらちなみにですね、昨年でもわかるところで結構ですが、1歳

半と3歳と健診の受診率はどの程度になってますでしょうか。

健康対策課長 1歳6ヶ月では、平成22年度では98.0%、平成23年度では94.4%となっております。3歳児健診につきましては平成22年度では91.9%、23年度では87.7%という状況でございます。

里川委員 今の数字を聞いてもわかると思います。3歳半になってきて、そしてまた大変な状況の中で、保育園もやらせはったら平日にね、これ連れていくのに、また仕事も休んで大変な状況、しかもいろいろね、諸般の事情があるんです。子どもがこの子1人やったらいいんですよ、そやけど兄弟関係が、小さい子がおったり、上におっても幼稚園の年長さん帰ってくる時間とか、本当に妊娠してたら妊娠してたでしんどいとか、いろんな状況が想定されます。ですから、それとね、私、自分が子育てしたからわかるんですけど、1歳半の子を待たすときにね、よしよし言うてちょっとぐらい悪さしてもね、よしよし言うて1歳半やったらやっつけられますけどね、もう3歳半もなったらね、そんなもんなかなかよしよし言うてやっつけられませんねん、動き倒してね。そしたら親もね、だんだんだんだんいらいらしてきてきます。正直言うて長い時間待ってたらね、3歳半ぐらいになってきたらね。そして余計しんどく感じてきたりするんですよ、1歳半以上にね。だからそういう兄弟関係の日常がスムーズに回っていかないとか、親がすごく身体的に心身共にしんどい状態になるとか、そういうことも配慮していただきまして、それで受診率もやっぱり低いですからね。これやっぱり1歳半と3歳と受診率も同じようになるように、皆さんにやっぱり母子保健法できっちりと決まった健診ならばね、受診率という問題はクリアしていけるように、私はそれも1つの原因じゃないかなというふうに思いますのでね。またご努力いただきたいと思います。40人ぐらいやったら何でそんなに時間かかるのかなとちょっと思っていますので。改善できる部分は改善をしていただいて、連れて行かれる保護者の皆さんから多くの声を聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いてよろしいですか。1つね、お年寄りのいらっしゃるご家庭の方、

ちょっと2, 3件からお聞きしたんですけれども。うちはまだ米寿の経験はないんですけれどもね。米寿の時に祝い品をいただくと、そして本人取りに来られなかったら、式典参加されない場合ご家族取りに来てくださいということなんですけど、祝い品は法隆寺の管長さんの書かれた色紙に額縁という、結構なものなんですけれどもね。それを結構なものだと感じる人と、そんなん飾るとこあらへんと、家狭いしそんなん飾るとこあらへんから、もうそんなん貰ってもうれしくないわと思う方と、やっぱりいろんな方がいらっしゃって、私何人かからね、またそれですか、今年米寿なんですけど、またそれなんですかと、そしたら貰いにいかんとかかなとか、いう声もちょっと聞いたものですからね。前にはなんか違うものも祝い品でくれてはったようなことも聞いていると。なんか元々地から斑鳩の方なもんですからね。誰かが昔に毛布貰ったというような話も聞いたことあるというようなことだったんですが。私もまだ議員にならせていただいて17年経って18年目です、まだまだひよっ子ですので、その昔からのことがよくわからないんですけれども、そういう何か選べるものにしてほしいなど、もう少しはという、そういう声があるんですが、この額縁に変わった経緯とか、以前のこととか、また今後そういう声に対してどうだろうか、答えていえるだろうかという、その辺のところについて、ちょっとお聞かせいただけないかなと思うんですけど。

委員長 小城町長。

町長 これはもう法隆寺の管長の色紙、今は大野玄妙さんなんですけども。前回は、高田良信さんであり、そりゃ皆さん方、恐らく毛布とか貰ったというのは、県の関係とか、町はもうずっと統一してますから。県は毛布とか、88でお祝いをされますから。町としては統一して法隆寺の管長の色紙ということですから。もうそういうことで今きてます。里川委員おっしゃるように、管長の色紙はいらんとかええとかいう問題よりも、やっぱり法隆寺の一つの関係ですからね、聖徳太子のやっぱり斑鳩に住んでますね、長年斑鳩町としても法隆寺をやっぱり、あるいはそういうや

っぱり管長さんに、何も別に大野管長がずっと続くわけじゃないし、やっぱり前の佐伯定胤管長猥下もおられたわけですから、やっぱりそういうことも踏まえてですね、最近は何んでもかんでも、それは難しい問題です。もうとにかく1つのカードつくっても、結局そのカードじゃあかんねんとか、他へ行けるとかいうこともありますけども、これは1つ決めた方向は方向としてね、やっぱり取り入れていかなかったら、やっぱり変えるということはなかなか難しいと思います。そういう点ではいろんな方々おっしゃいますから、ただ、88歳になるのは1人1回しかないですから、そういうことも踏まえてひとつよろしくお願いします。

里川委員 その方、地で、斑鳩小学校やって、斑鳩中学校やったおばあちゃんらしいんですけどもね、そんなことも言われているんでね。私もほんとこんな人々の感じ方っていろいろですけども、そやけどやっぱり米寿を皆でね、お祝いできる、そしてそのことでやっぱり世界文化遺産のある町だからこそ、法隆寺のこういう形にさせていただいているんやということ、受け取っていただける方にもご理解いただけるようにね、またそういう啓発もしていただけたらなということも思っておりますので、町長が思っておられる思いというのも私わかるんですが、どうもね、もう本当に価値観の違いとか、いろんなことで、いろいろ感じておられる方は多いようですので、そういう方にもご理解いただけるような、心込めてね、誠意を持った対応をしながら極力ご理解をいただけるようにもって行ってほしいと思います。

あのそれとね、もう1点、時期的なことなんで、ちょっと1つだけ。最近なんですけども、トコジラミの話をちょっとテレビで見まして、海外から流入してきているというようなどを聞いたんで、保健部門であったりね、またこれひどなったら医療の方にも関係してくる可能性もありますので、これは質問というよりも今後これらの動向とか、ちょっと流入の状況なんか掴みながらね、また対策必要やったら立てていただきたいということだけ、お願いしておきたいと思います。以上です。

委員長 他になにかございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員　　ちょっと1つだけ、これ質問ではなくてお願いなんですけども、先ほど保育所のことでてたんですけども。今度、保育所会議室改造されて人数増えているということなんですけども、これから梅雨に入ってきて、送り迎えなんか大変だと思うんですけど。あそこの自治会の方とか、その辺の人数、送り迎え、一時的なものになると思うんで、ちょっと子どもさんの安全とか、自治会の苦情といたらおかしいですけども、それなどを聞かないように斑鳩町のほうでも考えてあげていただききたいなと思います。これは一応お願いなのでよろしくお願いします。

委員長　　要望ということで。　小城町長。

町　長　　この関係等については、もうやっぱり瞬間的なものですから、仮に8時半でしたら、私が朝でしたら、もう踏切の中まで続きますから。あそこ向こうから来る車とあれを止めてやらんとどっちか行けませんし、本来から言うたらロータリーを回って帰ってくればあったらいいんですけども、またこれを回るとなったらその分だけかかりますし、また自治会は自治会なりにいろんなご意見等あると思います。職員はできる限りそういうあわ保育園というステッカーをね、もうひどかったら、ちょうど手前になったら、あわ保育園の前に置かる方もあるし、絶えずしている人もあるし、その点はやっぱり皆さん方運転される方、送ってこられる方の私は常識、モラルというものを考えていただかんと、やっぱりそれは今、町が補助している二輪車で送って来られる方もおられますから、車やったらあれやったら自転車で行こうかという人もありますし、いろいろあると思います。保育士等は、そういう地元の方々のやっぱりお怒りの声をね、少なくするためにできるだけ努力はしています。ただ、やっぱり時間帯が時間帯ですから、そこらはやっぱり十二分に気をつけていただかんと、まっすぐ保育所に抜けてくれたらいいわけですけど、こっち曲がる人もあるし、そのまっすぐでも30キロ、40キロと飛ばされる人もありますし、いろいろあると思います。20キロという一つの限定すらノックするやないかとおっしゃる方もありますから、そこらは十

分考えて。私はやっぱり事故のないというか、事故を起こしたら終わりですから、事故のないことを願いながら、努力をしていかなかったらと思っておりますので、できるだけ職員共々、あわ保育園と近隣の住宅の方々について、いろいろとご不便をかけますけども、そういう点もできるだけ緩和できるような関係等について努力をしてまいりたいと思います。

委員長

それでは、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けします。

町 長

委員皆様には早朝から終始熱心にご審議いただきまして、6月4日から付託されます議案第22号の斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、23号、24号、29号、30号の5議案、すべて原案どおりご承認いただいたことを厚くお礼申し上げます。また継続審査の関係に

については、ごみの関係等で、速度の関係等について、自治会とも十分に協議した中で30キロとなっておりますけども、これも事故のないように、われわれとしては、やっぱり安全を唯一進めてまいりたいと思っています。あと、各課報告事項から出てまいりましたのは、特にNPO法人の虹の家の関係の今貸与する関係の面積等がわからなかったということについては、非常にわれわれとしてもそういう点については手抜きでしたと考えております。その点について、これからも1つそういう点についてはご指摘いただいたことを十分反省しながらしたい。3歳児健診等につきましても、本当に意見があるわけですが、これも一番難しい問題はやっぱり早くしようとしたら、医者の方々が医療過誤が起こることが、やっぱり一番問題ですから、やっぱりそういうことも踏まえた中で、見てもらう人は早く見てほしい、あるいはそういう処置をしてほしい。われわれかて、検診に行きますと、とにかく時間は10時半と11時やったら11時と書いてあるわけですが、必ず10時半には診てくれません。11時ごろしか呼んでくれませんし、そういうふうになって、そりゃ順番にあるわけですから、この人が5分かかかるやつが、この人は10分かかったとか、いろいろあると思います。医療過誤の起こらない、われわれにとってはやっぱり医師会の先生方のことも十分聞かせていただいて、できるだけそういう待ち時間というのは、誰だって今待つことは一番もう大変なことですので、そういうことも、西梶課長も申しましたけども、そういう努力はしているものの、やっぱり医療過誤の起こらない、そしてまた来ていただいた方々が本当に健診をしていただいて、結果等を十二分にまた次の関係をしていくということで、努力をしてまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時36分 閉会)